

USPTO、特許審査タイミングを事前に通知する試行プログラムを開始

2026年5月29日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、5月29日、特許出願における実体審査のタイミングを事前に出願人に対して通知（Pre-Docketing Notice）する試行プログラムの開始を公表¹した。

USPTOによれば、本通知は、特許出願が実体審査のために特許審査官に割り当てられる3カ月程度前に出願人に対して送付される。本通知について、USPTOは、対象の特許出願について実体審査が間もなく実施されることを出願人に通知することにより、発明者情報や出願人情報を含め出願内容を改めて確認し、必要に応じて補正・更新することを促すものであると説明している。

また、効率的かつ効果的な実体審査のために、この通知を通じて、出願人が予備的補正や情報開示等を行い、将来の拒絶理由を事前に解消することが期待されている。

出願人は、本通知に対して応答する義務は課せられない。ただし、出願人は、対象の出願について特許権による保護を受ける意思がない場合、同通知を契機として自発的に出願を取り下げることが可能であり、法令上の要件²を充足する限りにおいて、所定の手数料が返還されることになる。

同時に、権利化が望まれていない特許出願を実体審査前に排除することは、特許審査に係るUSPTOのリソース配分の最適化にも資するとUSPTOは説明している。

USPTOは、この事前の通知が予備的補正などといった出願人のアクションにどのような影響を与え、結果として審査待ち件数の低減、審査の品質向上・効率化にどのような影響を与えるかを評価・分析する予定であるとしている。

（以上）

¹ Applicant Pre-Docketing Notice pilot program

² 37 C.F.R. § 1.138 (d)